

(写)

龍ヶ崎市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月21日

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

龍ヶ崎市条例第21号

龍ヶ崎市議会委員会条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市議会委員会条例（昭和44年龍ヶ崎市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（常任委員会の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管） 第2条 省 略 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 (1) <u>総務教育委員会</u> 7人 総合政策部、総務部及び会計課<u>並びに教育委員会</u>の所管に属する事項並びにその他の所管に属さない事項 (2) <u>健康福祉委員会</u> 8人 福祉部及び健康スポーツ部の所管に属する事項 (3) 省 略 <u>第3条</u> 省 略 （議会運営委員会の設置） <u>第4条</u> 省 略 2 議会運営委員会の<u>委員</u>の定数は、9人とする。 3 前項の委員の任期については、<u>前条</u>の規定を準用する。 <u>（常任委員及び議会運営委員の任期の起算）</u>	（常任委員会の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管） 第2条 省 略 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 (1) <u>総務委員会</u> 7人 総合政策部、総務部及び会計課の所管に属する事項並びにその他の所管に属さない事項 (2) <u>文教福祉委員会</u> 8人 福祉部及び健康スポーツ部<u>並びに教育委員会</u>の所管に属する事項 (3) 省 略 <u>第2条の2</u> 省 略 <u>（常任委員の任期の起算）</u> <u>第2条の3</u> 常任委員の任期は、選任の日から起算する。 （議会運営委員会の設置） <u>第2条の4</u> 省 略 2 議会運営委員会の定数は、9人とする。 3 前項の委員の任期<u>及び任期の起算</u>については、<u>前2条</u>の規定を準用する。

第5条 常任委員及び議会運営委員の任期は、選任の日から起算する。

第6条 省 略

第7条 省 略

(委員の選任)

第8条 } 省 略

1 } 省 略

3 } 省 略

4 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期については、第3条第2項の例による。

第9条 } 省 略

第10条 } 省 略

第11条 } 省 略

第12条 } 省 略

第13条 } 省 略

(委員の辞任)

第14条 省 略

(招集)

第15条 省 略

2 委員の定数の半数以上の者から審査し、又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

(委員会の開会方法の特例)

第15条の2 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）によって、委員会を開会することができる。ただし、第20条第1項の秘密会は、この限りでない。

(1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責めに

第3条 省 略

第4条 省 略

(委員の選任)

第5条 } 省 略

1 } 省 略

3 } 省 略

4 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第2条の2第2項の例による。

第6条 } 省 略

第7条 } 省 略

第8条 } 省 略

第9条 } 省 略

第10条 } 省 略

(議会運営委員及び特別委員の辞任)

第11条 省 略

(招集)

第12条 省 略

2 委員の定数の半分以上の者から審査し、又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に
参集することが困難である場合

(2) 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しよう
とする場所に参集することが困難である場合

2 前項の規定により委員会が開会される場合において、オンラインに
よる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なけ
ればならない。

3 第1項の規定により開会された委員会に、オンラインによる方法で
出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出
席しているものとみなす。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、
議長が別に定める。

(定足数)

第16条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議
を開くことができない。ただし、第18条の規定による除斥のため半
数に達しないときは、この限りでない。

第17条
第18条
第19条
第20条

} 省 略

(出席説明の要求)

第21条 省 略

2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説
明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならな
い。

(秩序保持に関する措置)

第22条 委員会において地方自治法(昭和22年法律第67号)、会議規
則又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるとき

(定足数)

第13条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議
を開くことができない。ただし、第15条(委員長及び委員の除斥)
の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

第14条
第15条
第16条
第17条

} 省 略

(出席説明の要求)

第18条 省 略

(秩序保持に関する措置)

第19条 委員会において地方自治法(昭和22年法律第67号)、会議規
則又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるとき

は、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 省 略

(公聴会開催の手続)

第23条 省 略

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第24条 省 略

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織(委員会又は委員長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第28条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

(公述人の決定)

第25条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。

(公述人の発言)

第26条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければ

は、委員長はこれを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終るまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 省 略

(公聴会開催の手続)

第20条 省 略

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第21条 省 略

ならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。
(委員と公述人の質疑)

第27条 委員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、委員に対して質疑をすることができない。
(代理人又は文書等による意見の陳述)

第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第29条 省 略

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べることができる。

4 参考人については、前3条の規定を準用する。

(参考人)

第21条の2 省 略

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

(参考人の発言)

第21条の3 参考人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 参考人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 参考人の発言がその範囲を超え、又は参考人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(委員と参考人の質疑)

第21条の4 委員は、参考人に対して質疑をすることができる。

(記録)

第30条 省 略

2 省 略

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

第31条 省 略

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2項の改正規定は、令和7年5月1日以後最初に招集される議会の招集の日から施行する。

2 参考人は、委員に対して質疑をすることができない。

（代理人又は文書による意見の陳述）

第21条の5 参考人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(記録)

第22条 省 略

2 省 略

第23条 省 略